（水産業協同組合法施行規則の一部改正）

第二条　水産業協同組合法施行規則（平成二十年農林水産省令第十号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分を加える。

改正後	改正前
（個人利用者情報の漏えい等の報告） **第二十条の六の二**　共済代理店は、その取り扱う個人である利用者に関する情報（個人情報の保護に関する法律（平成十五年法律第五十七号）第十六条第三項に規定する個人データに該当するものに限る。第五十四条の二において同じ。）の漏えい、滅失若しくは毀損が発生し、又は発生したおそれがある事態が生じたときは、当該事態が生じた旨を行政庁に速やかに報告することその他の適切な措置を講じなければならない。 （個人利用者情報の漏えい等の報告） **第五十四条の二**　共済事業実施組合は、その取り扱う個人である利用者に関する情報の漏えい、滅失若しくは毀損が発生し、又は発生したおそれがある事態が生じたときは、当該事態が生じた旨を行政庁に速やかに報告することその他の適切な措置を講じなければならない。	（新設） （新設）

附　則

この省令は、令和四年四月一日から施行する。

○経済産業省令第三十八号

統計法（平成十九年法律第五十三号）第五十六条の二の規定に基づき、経済産業省企業活動基本調査規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和四年四月一日

経済産業大臣　萩生田光一

経済産業省企業活動基本調査規則の一部を改正する省令

経済産業省企業活動基本調査規則（平成四年通商産業省令第五十六号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分は、これに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
（調査の期日） **第四条**　企業活動基本調査は、毎年六月一日（以下「調査日」という。）現在によって行う。 （調査の方法及び期間） **第九条**　［略］ ２　［略］ ３　第一項の規定による調査は、調査日の属する年の五月十五日から六月三十日までの間において行う。	（調査の期日） **第四条**　企業活動基本調査は、毎年三月三十一日（以下「調査日」という。）現在によって行う。 （調査の方法及び期間） **第九条**　［略］ ２　［略］ ３　第一項の規定による調査は、調査日の属する年の五月十六日から七月十五日までの間において行う。

備考　表中の［　］は注記である。

附　則

第一条　この省令は、公布の日から施行する。

第二条　調査企業のうち経済構造実態調査規則（平成三十一年総務省・経済産業省令第一号）第六条に規定する調査の対象に該当するものであって、企業活動基本調査は、第六条第二号のうち資本金額にあっては、第七条第一項及び第九条第一項の規定にかかわらず、経済産業大臣が、経済構造実態調査規則第八条の規定により総務大臣及び経済産業大臣に提出された経済構造実態調査の調査票（次項において「経済構造実態調査票」という。）から経済構造実態調査規則第七条第一項第一号ハ及び同項第二号ハに掲げる事項に係る内容を電磁的記録に記録することによって行う。

２　前項に規定する調査企業を代表する者が、経済構造実態調査規則第八条の規定により経済構造実態調査票を提出したときは、当該者については、第六条第二号のうち資本金額に掲げる事項に係る第八条第一項の規定は適用しない。

３　第一項の規定により作成された電磁的記録については、これを第十一条第一項の規定により経済産業大臣に提出された調査票の内容とみなす。

第三条　調査企業のうち科学技術研究調査規則（昭和五十六年総理府令第三十三号）第四条に規定する調査組織体に該当するものであって、企業活動基本調査は、第六条第十二号に掲げる調査事項にあっては、第七条第一項及び第九条第一項の規定にかかわらず、経済産業大臣が、科学技術研究調査規則第八条第三項の規定により総務大臣に提出された科学技術研究調査の調査票（次項において「科学技術研究調査票」という。）から科学技術研究調査規則第六条第一項第四号イ、ロ及びハに掲げる事項に係る内容を電磁的記録に記録することによって行う。

２　前項に規定する調査企業を代表する者が、科学技術研究調査規則第八条第三項の規定により科学技術研究調査票を提出したときは、当該者については、第六条第十二号に掲げる事項に係る第八条第一項の規定は適用しない。

３　第一項の規定により作成された電磁的記録については、これを第十一条第一項の規定により経済産業大臣に提出された調査票の内容とみなす。